

交通安全情報



2022年
4月より

安全運転管理者による
運転者の運転前後のアルコールチェックが
「義務化」されています。

安全運転管理者の業務

2022年4月1日から安全運転管理者の業務が拡充され、以下の2点が追加されています。

- 1 運転の前後に、目視等により酒気帯びの有無の確認する
- 2 確認の記録を1年間保存する

2022年10月1日施行予定であった

- ・ 酒気帯びの有無の確認に目視等に加えて、アルコール検知器を使用すること
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること

は、**当分の間、適用されません。**

適用される日に備えて、アルコール検知器の準備をお願いします。

アルコール検知器をお持ちの事業所は、安全運転管理のために活用をお願いします！



「目視等での酒気帯びの有無の確認」について

酒気帯びの有無の確認とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。

確認は、対面が原則！

対面での確認が困難な場合

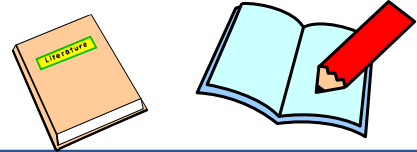
- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法。
- ② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法。

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

「確認内容の記録」について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録。

- ①確認者名
- ②運転者
- ③運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号または識別できる番号等
- ④確認の日時
- ⑤確認方法（対面でない場合は具体的方法）
- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項



「安全運転管理者以外の者による確認」について

安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難な場合、安全運転管理者が、**副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、確認を行わせることは差し支えありません。**

